

## 規程第17号

# 公益社団法人とくしま森林バンク 経理規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人とくしま森林バンク（以下「森林バンク」という。）の会計処理に関する基準を定め、経営の効率性と透明性の確保を図り、その健全なる運営に資することを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この規程に定める会計基準は、森林バンクに適用される一般的かつ標準的な会計基準を示すものであり、この基準に定めのない会計事項については、法令及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に従うものとする。

### (一般原則)

第3条 森林バンクは、次に掲げる原則に従って、会計の処理を行い、財務諸表等を作成しなければならない。

#### (1) 真実性の原則

森林バンクの会計は、森林バンクの財政状態及び経営成績に関して、真実な報告を提供するものでなければならない。

#### (2) 正規の簿記の原則

森林バンクの会計は、すべての取引及び事象について、複式簿記により体系的に記録し、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

#### (3) 明瞭性の原則

森林バンクの会計は、財務諸表によって、利害関係者に対し必要な会計情報を明瞭に表示しなければならない。

#### (4) 重要性の原則

森林バンクの会計は、原則として、記録、計算、表示について正確な処理を行い、利害関係者の判断を誤らせないようにしなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、本来の厳密な方法によらないで他の簡便な方法によることも認められる。

#### (5) 継続性の原則

森林バンクの会計においては、その処理の原則及び手続を每期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない。

#### (6) 保守主義の原則

森林バンクの会計は、予測される将来の危険に備えて慎重な判断に基づく会計処理を行わなければならない。なお、過度に保守的な会計処理を行うことにより、森林バンクの財政状態及び運営状況の真実な報告を歪めてはならない。

(事業年度)

第4条 事業年度は、定款で定められた期間によるものとする。

(会計区分)

第5条 森林バンクの会計は、法令の要請等により必要と認められた場合には会計区分する。

(財務諸表の構成)

第6条 森林バンクは、決算時に次の各号に掲げる財務諸表を作成しなければならない。

- (1) 貸借対照表及び貸借対照表内訳表
- (2) 正味財産増減計算書及び正味財産増減計算書内訳表
- (3) 附属明細書
- (4) 財産目録

2 財務諸表は、利害関係者に会計情報を開示するものでなければならない。財務諸表は複雑なものとならないように留意し、詳細な情報は、財務諸表に対する注記及び附属明細書によって開示するものとする。

3 財務諸表の記載様式及び方法は、原則として、別に定める財務諸表標準様式及び勘定科目分類基準によるものとする。

(財務諸表の注記)

第7条 財務諸表の作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法で、次に掲げる事項は、注記しなければならない。

- (1) 重要な会計方針に関する注記
  - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ② 資産の評価基準及び評価方法
  - ③ 固定資産の減価償却の方法
  - ④ 引当金の計上基準
  - ⑤ 消費税等の会計処理
- (2) 重要な会計方針の変更
- (3) 寄付金、補助金等に関する事項
- (4) 資産の評価に関する事項
  - ① 販売用資産の評価損に関する事項
  - ② 事業資産の減損損失に関する事項
  - ③ 森林資産情報に関する事項
- (5) リース取引に関する事項
- (6) 担保に供している資産
- (7) 関連当事者との取引の内容(注27)

- (8) 重要な後発事象
- (9) 継続事業の前提に関する注記
- (10) その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(会計処理方法(会計基準))

第11条 森林バンクの会計処理は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従い、公益法人会計に準拠し行うこととする。

(この規程の実施に関し必要な事項)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項があるときは、理事長又は専務理事が定める。

附 則

この規程は、令和4年11月1日から施行する。